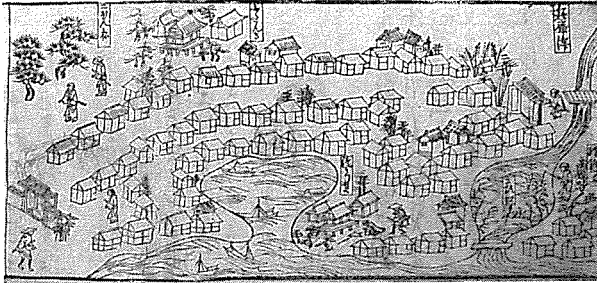


## 第二章 近世社会の成立



兵庫津図(『福原製鏡』)

- 第一節 幕府と諸藩
- 第二節 兵庫津
- 第三節 郷庄と村
- 第四節 前期の諸産業
- 第五節 交通と宿場

## 第一節 幕府と諸藩

### 1 国絵図・郷帳と所領配置

慶長の国 関ヶ原戦で勝利した後、徳川家康は、西軍に組した大名を改易・転封することで没収した六三  
絵図 二万石余を、東軍に属して功勞のあった外様大名に配分して転封する一方で、直轄領に組み入  
れたり、徳川一門や譜代大名の取立てに充てたりした。

摂津・播磨でも、まず関ヶ原戦直後の慶長五年（一六〇〇）十月、三河国吉田一五万二千石から三六万八千  
石の加増を受けた池田輝政が播磨一国五二万石の大名として姫路に入封した。輝政は譜代の大名ではなかつたが、家康の女婿であり、関ヶ原戦では東軍に組して活躍したこともあり、西国の諸大名への備えとして、  
いちはやく姫路に配置されることとなったのである。さらに翌慶長六年には、播磨の三木から三田藩主として  
て入封した有馬則頼が有馬郡を支配下に置いた（慶長七年則頼の死去によって以後遺領は子息福知山藩主有馬豊氏  
が継ぐ）ほか、徳川氏に帰属したとみられる大名で、この時期、摂津に所領（飛地を含む）を持つ大名の数は  
三〇名近くにのぼったという。

## 第一節 幕府と諸藩



写真 21 慶長摂津国絵図(部分)

当時、大坂城の秀頼の所領は二二〇万石から一挙に、摂津・河内・和泉六五万石余に縮小されたとはいえ、摂津にはなお、豊臣氏の近臣勢力が残存していたこともあって、『兵庫県史』（第四巻）では大坂から比較的遠い郡を中心に摂津全村高の二五%弱が幕府領に組み入れられたと推定している。

要するに、関ヶ原戦後の慶長期段階には、豊臣勢力の強かった播磨に池田輝政を置き、徳川領国体制の第一歩を築くとともに、豊臣氏の領国である摂津にさえ、有馬氏など徳川氏に帰属した大名を配し、少なからぬ幕府領を設定しつつあったとみる事ができよう。

このような状況の下で、慶長八年、家康によって江戸幕府が開設され、その後まもなく全国の諸大名に国絵図・郷帳の提出が命ぜられた。従来、この命令は、慶長十年に出されたものとされてきた。しかし、前年の慶長九年には、すでにいくつかの国で国絵図事業が開始されていた事実が近年指摘されており、実際には慶長十年より早い時期に布達されたと考えられる。

この時の国絵図事業は、西尾吉次、津田秀政を総奉行として実施され、全国を東西に分けて、摂津・播磨を含む西国三三カ国が、津田の担当であったとみられる。国絵図の作成・提出にあたったのは、その国を領有する国持大名である場合が多かったが、摂津国については、国絵図の余白に「伏屋飛驒守」「水原石見守」

の名が併記され、その後「片桐東市正改之」の記載があることから、伏屋・水原の両名が絵図作成の実務担当者、片桐且元が総轄責任者であったと考えられる。このうち、伏屋・水原は大坂の豊臣秀頼に仕える大坂衆のメンバーであり、片桐且元は、慶長十年当時大和竜田を本拠に二万八千石を領有する大名であると同時に、慶長十年代に摂津・河内・和泉三カ国の国奉行を務めたことでも知られる。

現在、幕府に提出された慶長国絵図の正図は一切残されていないが、諸国の大名らが所持した控図や後世の写図と思われるものが若干残存し、そのうち慶長国絵図として確認できるのは、現在のところ、摂津・越前・周防・長門・筑前・肥前・肥後の七点のみである。とりわけ、これらの中でも、摂津国絵図（西宮市立郷土資料館蔵）は、様式・内容いずれの点においても、幕府の指示した基準に最もかなったものであるといわれる。すなわち、各村は幕府の指示通り小判型（楕円型）の村形を用いて図示し、その村形の枠内に村名を、枠外に村高を記して、各村形を郡単位に色分けしている。また、所領関係や領主名は一切図示せず、純粹に郡村を単位として作成されていること、郡単位の里数・田畑高などが記入されていることなど、幕府の要求した内容をほぼ完全に備えており、その後の国絵図の様式・内容の確立に連なるものとして評価される。

表2は、慶長国絵図に示された、市域に含まれる摂津三郡の石高・田畑面積・里数を表示したものである。里とは、後にいうところの近世的な村と同義ではなく、当時の現実の集落を意味しているものとみられる。たとえば、地理的に少し

表 2 摂津 3 郡の石高・田畑面積・里数  
(慶長10年(1605)頃)

郡名	石高	田畑面積	里数
有馬郡	29,218.000	2,436.1.8.14	106村
菟原郡	11,187.400	971.8.9.23	55村
八部郡	17,580.770	1,556.6.4.15	50村

資料:「慶長摂津国絵図」

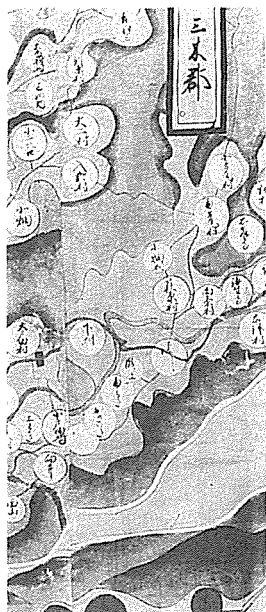


写真 22 慶長播磨国  
絵図(部分)

離れた複数の集落は、複数の里として数えられていながら、同じ村名がつけられており、逆に異なる村名をもついくつかの集落すなわち里が一括して高付けされている場合も見られ、里数と村数とが完全には一致していない。これは明らかに、村切り以前の状況を示すものであり、幕府の意図が、各国郡内の個別村落の把握、行政村の確定にあったのではなく、全国の生産力を国郡を単位として包括的に掌握することにあつたこととの反映であろう。

一方、作成時期を厳密に確定することはできないものの、慶長期の国絵図であると推定されるものも残存しており、播磨国絵図(天理図書館蔵)もそのうちの一つである。この国絵図は、作成年月や幕府の指示した郡高・村高等が記載されていないが、(1)もともと岡山藩池田家の家老土倉家に残されていたこと、(2)明石城が、元和五年(一六一九)築城の現在地になく、船上(明石古城)にあること、(3)姫路から南方約一里半の飾磨の港までの運河が、完成した状態で図示されており、工事が中止された慶長十七年以前に、完成を予想して作成されたものと考えられること、などから慶長期の成立とみて、ほぼ間違いあるまい。

慶長国絵図は、国郡を単位として作成するという基本原則は貫かれているものの、その後の国絵図に見られるように、統一された様式と内容を備えるには至っていない。しかし、当時まだ大坂に秀頼が存在しているという一定の緊張関係のもとで、諸国の

国絵図・郷帳が比較的短期間に作成され、多くが慶長十年中に幕府に提出されたことの意味は大きい。すなわち、関ヶ原戦後江戸幕府を開設し、実質的な覇権を握った徳川家の、中央政権としての地位を全国に示すことになったといえよう。

大坂陣後の 全国で郷帳・国絵図の作成事業がすすんでいた慶長十年四月、徳川家康は將軍職を三男秀忠

#### 所領配置

に譲った。これを、徳川家による將軍世襲の決意表明であると受けとめた豊臣家は、当然大きな打撃を受けた。しかも家康は、秀忠の將軍職世襲を機に秀頼が上洛し、実質的には徳川家に臣下の礼をとるように促したため、これを拒んだ豊臣方との対立・緊張関係はますます深まっていくことになった。

ただ慶長十六年三月、秀頼が上洛して、後水尾天皇の即位式に参列するため二条城に来ていた家康と会見したことは、豊臣家が徳川家に臣従したことを天下に表明することになったが、豊臣家との緊張関係がその後も持続することに不安を覚えていた家康は、いわゆる方広寺の鐘銘事件を機に、一挙に豊臣方を追いつめ、ついに慶長十九年十月と、翌年五月の二度にわたる大坂の陣で、豊臣家を滅亡させてしまふ。

一九世紀に整理された諸大名の賞罰記録である「廢絶録」の元和元年（一六一五）の項には、秀頼について「六十五万七千四百石 摂州大坂城 摂津・河内・和泉 五月八日 大坂城において二十三歳にて自害」と記している。

こうして、大坂の両陣で豊臣氏が滅び去ったことは、畿内各国の大名配置、所領配置に大きな変化をもたらすことになった。摂津においても、一五〇万石を有していたと推定される豊臣秀頼の所領の大部分は幕府領に編入された。大坂の陣後の所領配置を示していると思われる「摂津一国高御改帳」によれば、摂津に

おける幕府領の占める比率は、全村高の三八・四％に至っている。とりわけ市域の菟原郡・八部郡での幕府領比率は、この時期極めて高く、前者では八二・三％、後者では八三・二％に及んでいる。しかしこの所領配置は、その後さらに徳川家による畿内支配体制確立の線に沿って、大きく変動する。

その第一段階ともいべきものが、元和三年七月に行われた、摂津・播磨を中心とする国替である。まず七月十四日、姫路藩に、池田氏にかわり伊勢国桑名から譜代の本多忠政が入封した。池田氏は、輝政の跡を継いだ利隆が早世し、その継嗣光政がまだ幼少であることを理由に、因幡国鳥取へ移封された。そのあとへ入ったのが本多忠政である。忠政は、部屋住の子忠刻の夫人千姫(将軍秀忠の娘、初め豊臣秀頼の夫人)に与えられた一〇万石の化粧料を含めて二五万石を知行することとなり、さらに同年九月、忠刻の弟本多政朝が、龍野藩五万石の領主として入封するに及び、播磨における本多父子の領有は三〇万石にのぼった。さらに、同年七月二十八日には、家康の曾孫、小笠原忠真が信濃国松本から二万石の加増を受け一〇万石で明石に入封し(付表2)、ここに、播磨における姫路・明石・龍野の譜代三藩が成立したことになる。一方摂津において、同年七月二十五日、近江国膳所から二万石の加増を受け五万石で、戸田氏鉄が尼崎に入封し(付表3)、摂津初の譜代藩が創設された。こうして、元和三年七月の摂播国替は、摂津・播磨に譜代大名を進出させる結果をもたらしたといえよう(付図1)。

所領配置変動の第二段階は、元和五年、大坂が幕府直轄地となったことに始まる。同年七月、大坂の陣後、市中復興に尽力してきた松平忠明が一・二万石の加増を受けて大和郡山へ移封された後、大坂は幕府領に編入された。そして翌八月には伏見城を廃し、城代・城番を大坂に移し、初の大坂城代として、伏見城代内藤信

正が着任した。同時に二名の大坂町奉行も任じられ、これによって大坂は、西日本の軍事的・政治的拠点として位置づけられたといえよう。その後大坂城代・大坂定番(城番)に任じられた大名は、大坂周辺に、替地があるいは本国の所領に加えての飛地かが与えられることになる。大坂城代阿部正次に、寛永三年(一六二六)撰津四郡のうち三万石が増増され(付表4)、慶安元年(一六四八)、大坂定番保科正貞(付表5)、内藤信広に、川辺郡以下において、それぞれ一万石が増増されたのが初例であるという。

以上のような、大坂陣後の所領配置の変遷を総括的に示すものとしてあげたのが図3(付表1)である。これによって、正保期にいたる所領配置の特徴を、大坂の陣後(元和三年六月以前)と比較しつつ、市域に重点を置いて整理しておこう。

第一は、有馬郡において、新たに幕府領・他国大名領の飛地が設定されたという点であろう。先述のように、有馬一郡は慶長七年以降、福知山藩有馬氏の知行地であったが、元和六年有馬氏は久留米に転封され、寛永三年以降有馬郡にも大坂城代の飛地が設定されることになった。さらに同年、松平重直の三田藩(三万石)が成立し、有馬郡の一部も三田藩領となった(付表6)。幕府領の設定は、有馬氏転封以後と考えられ、正保期に至って有馬郡は、幕府領、三田藩領、大坂城代領などが入り組む、複雑な所領配置になったといえよう。

第二は、大坂の陣後、幕府領比率が全村高の八〇%以上を占めていた菟原郡・八部郡の過半の村々が、元和三年七月に創設された尼崎藩領となったことである。図3を見るとわかるように、この両郡では、正保期の尼崎藩領と幕府領の合計が全村高に占める比率は、菟原郡が八二・三%、八部郡が九〇・五%であり、大



第一節 幕府と諸藩

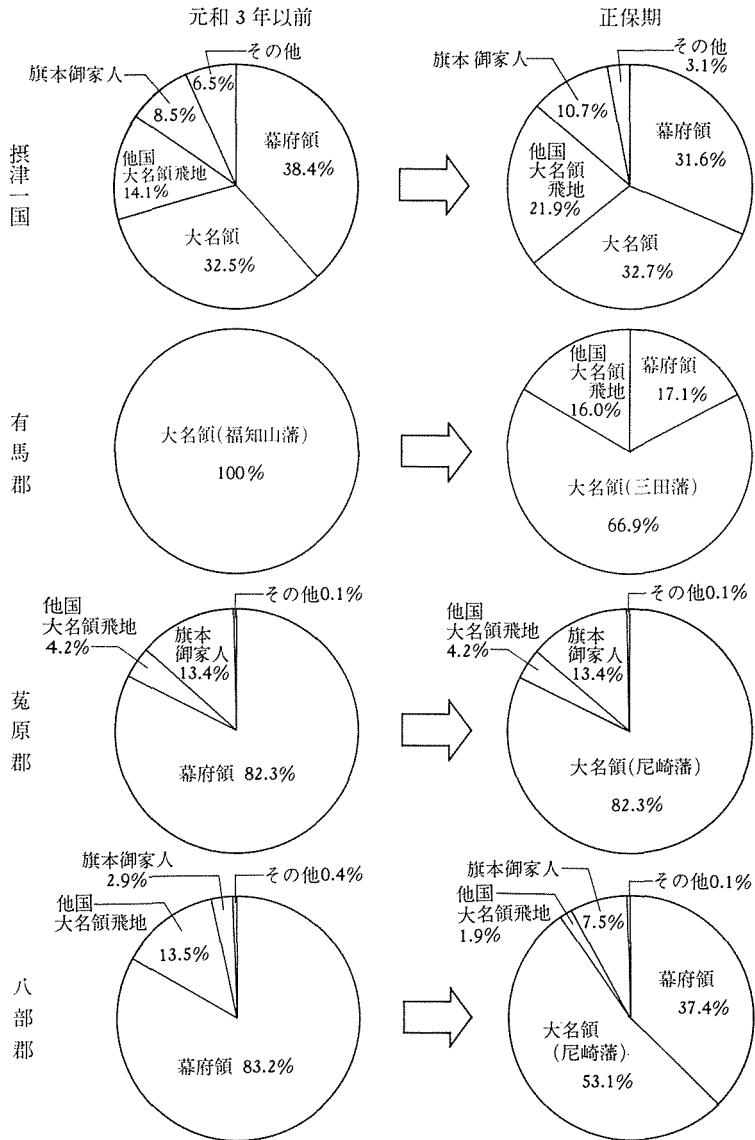


図 3 撰津国所領配置の変遷

坂の陣後の幕府領比率にはほぼ照応している。この地域に、幕府領を割いても城持ちの確固たる譜代藩を創設しようとした幕府の意図が明瞭に示されている。

第三に、播磨の明石郡・美囊(三木)郡(二部)は、明石城主小笠原忠真が寛永九年に豊前国小倉へ移封になった後も、翌十年には戸田康直(七万石)、同十六年には大久保忠職(七万石)と、あいついで入部した譜代大名の支配下に一貫して置かれた。

こうして長らく豊臣政権の強い影響の下にあった神戸市域の摂津三郡、播磨二郡は、正保期に、譜代藩を中心に幕府領、大坂城代領、旗本領が入り組む近世的所領配置の原型を示すに至ったといえよう。

正保期に原型のでき上がった市域の所領配置は、その後大きな変動をみることなく、天和・宝永期に明石藩、尼崎藩が定着することで、ほぼ固定したといえよう。

#### 元禄国絵

慶長国絵図の後、幕府は正保元年再び全国的に国絵図・郷帳の作成を命じた。そのうち国絵図

#### 図と郷帳

の写図とみられるものが摂津は京都府立総合資料館に、播磨は簡略化された図が新宮町八幡社(同町中央公民館保管)にあり、また郷帳の方もその写本とみられるものが、両国分とも『兵庫県史』(史料編

近世一)に収録されている。その後およそ五〇年を経た元禄十年(一六九七)、幕府はもう一度全国的な国絵図・郷帳の改訂を実施した。

この、国絵図改訂は幕府の命により、播磨国は本多忠国(姫路藩)、脇坂安照(龍野藩)、松平直明(明石藩)、浅野長矩(赤穂藩)の四大名、摂津国は永井直達(高槻藩)、青山幸督(尼崎藩)、九鬼隆久(三田藩)の三大名がそれぞれ共同で受け持つことになった。ただし、このうち赤穂藩は元禄十四年に、いわゆる赤穂事件で藩主

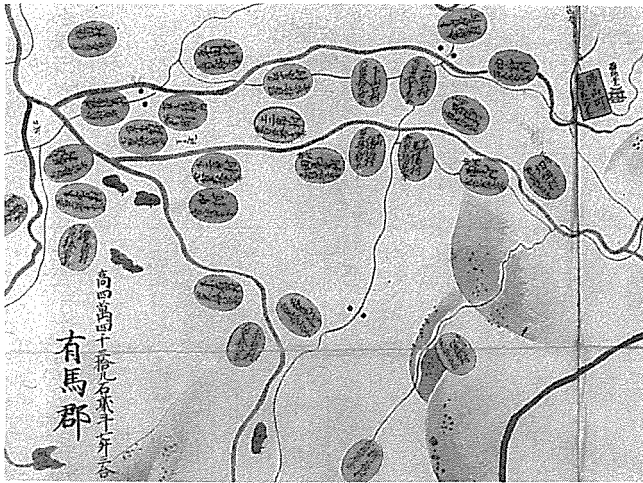


写真 23 元禄撰津国絵図 (部分)

が切腹し藩は取り潰しとなったため、播磨の国絵図・郷帳の献上は、赤穂を除く三者によって行われた。その献上は元禄十五年十二月であり、全国で一番遅かったという。

正保国絵図では、村名・石高のほか領主名や海陸交通の情報も記入されたのに対し、元禄国絵図は、基本的に正保国絵図を踏襲しながらも、「御領、私領、寺社領の高、仕分け無用に候、もつとも御代官地頭の名書も無用の事」と領分記載が不要であることが明示された点、あるいは、国郡区画の記載をとりわけ厳正に行うよう指示した点など、正保国絵図と比べて明瞭な差異も見出し得る。

一方、国絵図とともに提出された郷帳は、正保期のものとは比べて著しく簡略化された点に特徴がある。幕府は、元禄郷帳の作成について、(1)表紙に「何国郷帳」と記し、(2)各郡別に村高を列挙し、(3)そのあとに郡の石高および村数をまとめて、(4)最後に一国総高および総村数を記すよう、様式を指示した。

神戸市域に関係する摂津・播磨の元禄郷帳はいずれも写本ではあるが、数種残されており、なかでも幕府の指

示通りの様式に基づいて作成されているものに、龍野市立図書館所蔵の「播磨国郷帳」、柿衛文庫所蔵の「撰津国高附帳」（この表題は後年のもので、内表紙に「撰津国郷帳」とある）がある。また、幕府の指示しない支配領主名を加筆した郷帳としては『神戸市史』（資料二）に掲載されている大藏省所蔵本がある。これは、「元禄十五年二月」という作成年月や、作成を担当した青山・永井・九鬼の三大名の署名のほか、村名・村高・支配領主名すべてが記されており、幕府の指示通りではないものの、最も詳細な内容を備えたものとなっている。

一方、国立史料館所蔵の「撰津郷帳」「播磨郷帳」は、いずれも変則的な写本系統に属するものと思われる。幕府が要求した村高の記載を欠いている。前者は、村名と支配領主名だけが記され、後者に至っては村名が列挙されているだけである。

さらに、「撰州一国帳」（「武井報效会文書」）は、表紙に「元禄八亥年之頃之帳也」と記されているため元禄郷帳と思われるが、撰津国の元禄郷帳は、前述の通り十五年に提出されており、しかも「撰州一国帳」に示されている村高・村数・支配領主名から見ても、これは明らかに正保郷帳を基礎としていてよい。この「撰州一国帳」は、村ごと郡ごとに、本高のほか新田高や名所などまで記されており、末尾には本高・新田高ごとの銀納分も書き上げられている点が注目される。

さて、龍野市立図書館所蔵の元禄郷帳を、同じく同図書館所蔵の正保郷帳と比較してみると、正保郷帳は、郡村別の石高記載を基調にしながらも、所領関係・領主名が併記され、各村高には逐一、田畑別内訳の高が示され、さらに早損地、松山、松原、草山、芝山の有無など生産諸条件や山林原野の種別までが詳細に書き

込まれている。これに対して元禄郷帳は、詳細な説明的記述のすべてを削除し、郡村別石高を羅列した極めて簡略なものとなったわけである。

こうして、綱吉政権の下で、確固たる幕府権力を背景に五年以上の年月をかけて作成された元禄国絵図・郷帳は、規格・様式が細部にわたって統一され、所領関係や説明的記述を排した純粋な国郡図、国郡別拝領高帳の内容が、一層強化されたものになったといえよう。

## 2 幕藩支配の諸相

慶長期の 関ヶ原戦後から大坂の陣に至る段階の、幕府領支配について知り得るところは極めて少ない。

国奉行 わずかに尼崎郡代であった建部氏や、慶長十四年（一六〇九）以降摂津国代官を勤めた長谷川藤継が、幕府領支配に関与していたことが知られるのみで、その具体的役割については明らかでない。

一方幕府は、慶長十年代には畿内を中心とする一カ国に国奉行を置き、幕府領のみならず私領をも含む一國全体に及ぶ統治権を行使していたことが知られる。摂津・河内・和泉三カ国の国奉行は片桐且元であり、先に述べた慶長国絵図作成の総轄責任者としての役割も、国奉行として関与したと考えられる。また慶長十二年幕府から、駿府普請のため畿内近国一〇カ国に、幕府領・私領の別なく五百石に一人あての人夫役が課された時「五百石夫、大坂秀頼公領分へも同前」（『当代記』）と、秀頼領分にも課されており、この人夫役徴発に、片桐が国奉行として関与していた可能性も大きい。さらに、慶長九十年にかけて、摂津山田庄、福

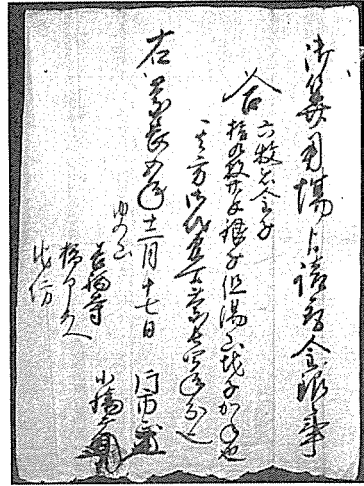


写真 24 慶長5年湯山地子請取  
証(片桐且元・小出秀政)

原庄、上庄、兵庫津を巻き込んで起こった大規模な山論に際しても、且元は大坂の役宅に当事者二十数名を召喚のうえ対決させ、同十年二月裁決を下している。この山論に関与した村々の領主については、山田庄一三カ村の代官が、且元の弟片桐主膳正貞隆であるほか詳しいことはわからないが、いづれにしても撰津における片桐且元の広範な権限がうかがわれよう。

一 撰津国奉行としての片桐且元自身の事績は、これ以上明らかなではない。しかし一般に、慶長期の国奉行が一国全体の農政を監察し、幕府および駿府の指令を国内に触れ流し、一国全体から国役(村民に対する五百石夫・千石夫や、職人の職能に応じた夫役)を徴発したことなどは、すでに他国の例から明らかにされている。とりわけ畿内の先進性の表現として、他地域に比して圧倒的多数にのぼる諸職人を、国奉行が国役として徴発し、大工頭の中井大和守に統轄させ使役したことの意味は大きい。国奉行の国役徴発によって、軍事施設や築城、都市建設、用水開発などが実施されていったことは、幕府が中央政権として、豊臣氏や諸大名に優越した経済的・軍事的力量を保持するうえで、決定的に重要であったからである。

撰津の国奉行片桐且元は、大坂の陣後まもない元和元年(一六一五)死去した。その後、撰津・河内・和泉三カ国で、大坂の陣の戦後処理に当たったのは喜多見勝忠であったことが知られるが、元和五年大坂城代・

大坂町奉行が創設されるに及び、従来の国奉行の権限は、「摂河二国仕置」を行う大坂町奉行の権限の中に吸収されていったと考えられる。初代大坂町奉行には、久具正俊、島田直時の二名が任じられたが、その中の一人、久具が「国奉行久具因幡守」とも記されていることは、慶長期国奉行の権限を継承・吸収した、成立当初の大坂町奉行の地位をよく示している。

寛永期の

大坂の陣のあと正保期に至って、近世的所領配置の原型がほぼ成立したことは、前述の通りで、

幕領支配

この段階の幕府領比率は、有馬郡で一七%、八部郡で三七・四%であり、菟原郡では大半が尼

崎藩領となつて幕府領は存在していない。ここでは、大坂の陣後から正保期に至る一七世紀前半の幕府領支配についてみてみよう。

まず領地支配の根幹ともいへべき年貢徴収の任にあつたのが代官である。幕府は、寛永十五年（二六三八）、勘定所の職掌を上方と関東に二分し、これによつて幕府領も上方代官衆、関東方代官衆の二系統の代官の管轄下に置かれることになった。宝永二年（一七〇五）の「御家人分限帳」によれば、その当時総代官六三名中、四三名が上方代官であつたとされる。

正保期に市域幕府領の代官を勤めているのは、有馬郡では松波重右衛門、八部郡では五味金右衛門（豊直、備前守）、中村左右衛門の三名である。このうち、松波重右衛門については明らかでないが、中村左右衛門は、(1)正保二年（二六四五）八部郡西代村の庄屋百姓中に宛てた年貢免定の中で、その発行者として署名・押印しており、(2)慶安元年（二六四八）に起きた、武庫郡の水論の際には、検使役人として立ち会っている。また五味金右衛門も、(3)寛永十四年・承応元年（二六五二）に、署名・押印のうえ西小部村の年貢免定を発行し

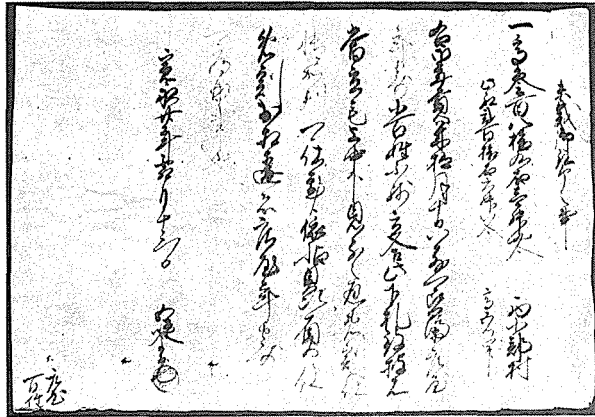


写真 25 寛永20年西小部村免状 (代官 五味金右衛門)

ていることが確かめられる。総じて代官が、幕府領の年貢徴収、論所検分など地方支配を主な任務としていたことがわかる。

しかし一方の五味金右衛門については、寛永十年代以降、小堀遠州(政一、遠江守)とともに上方郡代として、(1)撰津だけでなく、広く五畿内の水論・山論などを中心とする民事的裁判権を管掌していたこと、(2)寛永十三年老中・勘定頭の指示によって、播磨龍野領代官所年貢米のうち一万石を、尼崎城米として詰め置くよう、龍野の代官衆へ申し渡すなど、上方幕府領の代官衆を統轄する立場にあったことが知られる。

撰津においても寛永十八年、旗本蒔田教馬知行所池田村、豊岡藩杉原重長知行所西尻池村の二カ村が、尼崎藩青山氏の支配する長田村・東尻池村を相手どって起こした水論で、五味は小堀とともに「御郡代」として受訴し、訴状に裏判(相手方の出延、

返答書を求めるための印)を押している。

このように、五味が幕府領だけではなく複数の旗本領・大名領にまたがる水論を管掌していることは、上方郡代が畿内近国の、いわゆる支配違いの論所についても裁判権を有していたことを示している。当時、撰河二カ国限りの刑事・民事裁判権は、すでに大坂町奉行にあったと考えられる。したがって上方郡代の主要



な役割は、畿内近国の幕府領および支配違いの論所裁判権を広域的に掌握すること、上方幕府領の代官衆を集中的に統轄すること、の二点にあったといえよう。すなわち、五味は少なくとも寛永十年代以降、承応初年頃まで、撰津八部郡村々の個別代官として年貢徴収に当たるとともに、上方郡代をも兼務していたとみることができるといえる。

この時期の代官所で中心となって活躍したのは、代官手代である。「手代はもと下代にて、慶長中すでに下代とも手代ともいへり、即ち代官たる人の下代官なり」（『武家名目抄』）とある。

こうした代官手代（下代）の具体的在り方を、寛永十四年九月、幕府領白川村民にあてて五味金右衛門の名で出された「定」を手掛かりにみておこう。この「定」は全一ニカ条からなり、その内容は大きく三点に分けられる。まず第一は、年貢の納め方を指示した一連の簡条で、免状および銀納値段の書付などは残らず村民に見せ、庄屋・年寄・村民立会のもとで公平に免割し、その請判を取ること、「枿取」（計量）の者は一村二人ずつを定め、依怙蟲鼠のないようにすることなど、年貢納付が公平にかつ全員納得のもとで行われるべきことを命じている。第二は堤・川除普請を油断なく行い、竹木はみだりに伐採することを禁じ、五人組相互の吟味を命じるなど、村政一般にかかわる内容の条項である。そして残る第三が、代官手代に対する村民の対応を規定した一連の条項であり、要約すると以下の五点になる。

(1)年貢納入の際は、手代から請取手形を取ること、(2)年貢取納などで滞在中の手代の賄いは、一切構う必要はなく、塩味噌は代官方から持たせ、飯米は口米の内から渡し、野菜は代銭を受け取って渡すようにすること、(3)手代から米銭を借りたり、手代と米銭衣類などの商売をしたりしてはならないこと、(4)手代への礼

物は禁ずること、(5)御用人馬を出す時は、必ずその手形を取り置き、御用以外には手代に人馬を出してはならないこと、などである。

これらによれば、幕付領代官の業務を現地で行うのが手代であり、当時はその手代が、御用人馬を私的に出させ、あるいは百姓からの礼物・供応を当然のこととして受け、百姓を相手に、商人・高利貸的活動を行っていた姿が、逆にはっきりと示されているともいえよう。

#### 藩領・旗本

#### 領の支配

次にここで市域にかかわる藩領・旗本領をまとめておこう。大坂の陣後では、先にふれたほか、大名領に、片桐貞隆(小泉藩)(付表7)・松平康重(篠山藩)(付表8)・蒔田広定(浅尾藩)(付表9)・杉原長房(豊岡藩)(付表10)・長谷川守知(付表11)があり、旗本領には石河貞政・船越永景・畠山政信など七人の知行地があった(付表12~18)。

松平康重は徳川家譜代の家臣であり、杉原長房・長谷川守知は関ヶ原戦の時に徳川方に組し、片桐貞隆・蒔田広定は豊臣方の家臣から召し出された大名で、いずれもわずかながら飛地領を有している。石河貞政は豊臣方の家臣であったが、関ヶ原戦で徳川方につき、のち家康に召し出されてその旗本になり、船越永景は、父景直が生前の秀吉から受けていた勘気を家康がとりなしたことから、早く徳川方につき、畠山政信も父の代から家康方で、いずれも領地の一部を市域に有することになっている。

元和三年尼崎藩・明石藩が創設されたあと、さらに寛永期には有馬郡で、改めて三田藩領と大坂城代阿部正次領が設定され、城代異動のあととは、慶安期に大坂定番に任ぜられた保科正貞(飯野藩)領、同阿部信盛(岡部藩)領(付表19)が置かれた。

こうして市域は、譜代大名領、城代・定番大名領、旗本領、幕府領の入り組んだ所領配置の状態となり、以後幕末までこの型が基本的に維持されていく。

しかし部分的な変動はその後も続いた。まず正保二年豊岡藩で末期養子による滅石があり、市域での領地が幕府領に収められ、宝永八年尼崎藩主所替えの時は、新着の松平忠喬の知行高が、前任の青山幸秀より八千石少なく、菟原・八部両郡で一九カ村が幕府領に組み入れられている(付表3)。また正徳二年(一七二二)本多忠良が古河藩五万石に封ぜられた時は、市域にも新しく領地が設定され、菟原・八部両郡で一〇カ村が古河藩領になった(付表20)。さらに延享三年(一七四六)、御三卿の田安宗武に封地が与えられた時も、市域では有馬郡で九カ村が田安領に編入され(付表21)、逆に寛延元年(一七四八)の篠山藩松平氏所替えの時は、それまで市域にあった同領が幕府領に組み入れられている。

旗本領の変動もある。寛永末期佐久間実勝は絶家のため、また小泉藩に預けられていた与力衆の伊藤伊左衛門・西川八右衛門は片桐に従わなかったかどで追放となり、領地は没収されて幕府領になっている(付表17・18)。一方寛文五年(一六六五)伏見奉行となった宮崎政泰、元禄十三年(一七〇〇)駿府町奉行となった鈴木重視は、加増を受けて、明和六年伏屋為将は采地替えて、新しく市域にも領地を持つようになった(付表22・24)。

#### 近世の身

このように幕藩体制が確立するに当たって、近世の日本は厳格な身分制社会として、その支分制度 配体制が全国の隅々にまで貫かれていった。神戸市域ももちろんその例外ではあり得ない。

「士農工商」は、その通説的な表現であるが、江戸時代を通じてこのような統一的身分序列があったわけではない。

はやく慶長十九年に著されたとされる『慶長見聞集』に「此の染弥陀が境界、士農工商の家にもたづさわらず」とみえ、元禄初年〜宝永末年の間に書き綴られた『河内屋可正旧記』にも「士農工商、その家の道を捨て、家運の長盛なる事、古来いまだきかず」「士農工商医師法師等に至る迄、其家々の業有り、其業に怠る事を歎くべし」などとみえている。近世の前期から「士農工商」という表現はかなりひろく使用されているとみていいだろう。

さらにこれを「四民」と呼ぶのも一般的で、元文四年（一七三九）刊の石田梅岩『都鄙問答』には「士農工商は天下の治まる相となる、四民かけては助け無かるべし」とある。しかし『都鄙問答』が武士の禄・田地の作得・細工人の作料・商人の利を並べているように、「士農工商」はいずれもそれぞれの生業（家業）を指称したもので、身分というよりは「職分」を意味している。しかしそれでも四者の間に序列があったことは、「商人の買利も天下御免の禄なり。（中略）何以て商人計りを賤しめ嫌ふことぞや」との文言にうかがうことができる。その意味で「士農工商」は、職分の価値序列を示した表現だといえるだろう。

それならば「えた」「非人」はどうなるかといえ、もちろん「四民」には入っていない。しかし「賤民」として一括されていたわけでもない。「四民」に対する言葉としてもっとも一般的だったのは、「遊民」である。享保三年（一七一八）刊の西川如見『町人囊』に「庶人に四つの品あり、是を四民と号せり、士農工商これなり（中略）此四民の外の人倫をば遊民といひて」とか、あるいは本多利明『経世秘策』に「萬民ハ農民ヨリシテ、士農工商遊民ト次第階級立テ釣合程ヨク世ノ中静謐ニアリ」とみえる。生業につかないのが「遊民」で、その代表は僧侶など宗教者、浪人、芸能者、時に商人を含む。武士を含まないのが不思議だが、

支配階級たる武士の立場からみた遊民論だからであろう。いずれにしても職分論からみると、えた・非人の位置付けはない。

身分制度としてみるときは、むしろ武士・百姓・町人の分離が基本となった。それは天正十九年（一五九二）の「身分法令」に示されるように「奉公人からあらしこ（雑兵）」にいたる武士と百姓・町人の分離、つまり兵農・農商（工）分離策によって権力的に規定された。さらに検地や刀狩り、人別改めによる戸籍編成によってそれぞれの身分集団は各居住空間、つまり城下・都市・村に固定され、身分制度はより一層整備されることとなった。おおむね一七世紀前半のことである。

さらに各身分が近世国家における役負担と緊密に結びついていたことが、身分制をより強固なものにした。武士に対する軍役、百姓の百姓役、町人の町人役に対応する形で、えた身分には死牛馬の解体処理、皮革業を行い、行刑・警察的役務が付随した。えたが当初「皮多」とよばれていたことは、その本来の役務を示している。後述(131頁)のように百姓同様村落を形成しながら、皮多として別の身分を構成しているのはこの役負担によるところが大きい。ところが非人には「乞食非人」と並び称されるようにひろく「物貰い」する状態を意味することが強いが、彼らにも町奉行所支配のもとで下級の行刑・警察的役務がついてまわった。

寛保三年（一七四三）十二月二十日付で、尼崎・西宮・兵庫三カ所の番人頭から、大坂四カ所（鳶田・天王寺・道頓堀・天満）長吏にあてた連判証文によれば、「我々儀是迄は大坂四ヶ所手下に付かず、一分の頭致し居り候処、此度御吟味の上、撰河両国村々番非人同前に仰せ付けられ候、以来支配請け候上は、御用節の儀は勿論四ヶ所仲間作法何事に依らず、各申し渡され候事、少しも違背申すまじく候」とあって、この時までには

崎・西宮・兵庫には、それぞれに非人頭が居り、大坂四カ所長吏仲間には「一分の頭」として独立した支配圏をもっていたことを示している。これら三カ所が尼崎藩領であるという事情も手伝っていたことと推察されるが、同年を境に大坂四カ所の配下に組み入れられることとなったわけである。大坂四カ所仲間は、大坂町奉行所の支配下に属してその行刑・警察的業務の末端を担ったために、西撰の非人たちも必然的にその役務を負ったと思われる。したがって身分序列としてみるときは、武士・百姓・町人、えた・非人となり、百姓・町人を「平人」と呼ぶのに対し、えた・非人を「賤民」と呼ぶこともあった。

さらに時代を下れば近世の身分は、右の序列に納まりきれない多様な実態をもつ。村々が不定期に領主に提出した明細帳には農民以外の存在として、社人・山伏・虚無僧・木挽・屋根葺・座頭・神子・えびすおろし・猿回し・鉢たたき・えた・非人・煙亡・ひじり・浪人といった人々を挙げている。しかもこの中には非人同様独自の身分組織をもつものもあり、身分制は複雑な展開を示すこととなる。加えて百姓にも長百姓と小百姓、町人にも本町人と借屋・店借というように、同一身分内にもまた身分差があった。

### 3 検地と年貢

池田・有馬 関ヶ原戦後の慶長五年（一六〇〇）、播磨一国五二万石を与えられて入封した池田輝政は、翌の慶長検地の慶長六年、姫路新城の構築に着手するとともに、その費用を捻出するためもあり、早速検地に取りかかった。検地は、同六年から一〇余年かけて行われたと言われるが、神戸市域の村々には、池田氏

第一節 幕府と諸藩

表 3 明石郡・美糞郡の石高の推移

(単位:石)

年 代	明 石 郡	美 糞 郡	播 磨 一 国
天正 8 (1580)	48,387.540	37,687.060	549,700.414
慶長年間 (1596~1614)	51,892.180 (+ 7.2%)	38,080.405 (+ 1.0%)	626,710.518 (+ 14.0%)
正保 3 (1646)	48,387.540	37,687.060	542,070.127

資料:『兵庫県史』4

表 4 明石郡中村・奥畑村の石高推移

(単位:石)

中 村		奥 畑 村	
慶長13年	350.2462	池田三左衛門検地	235.624
正保 3 年	340.303	正保 3 年	209.727
		天和 2 年	213.56 (うち 5.337 永荒無土)

資料:「藤田家文書」,「奥畑協議会文書」,龍野市立図書館所蔵文書

の行った慶長期の検地帳がほとんど残されていないため、その実施状況を具体的に知る事ができない。一般に、池田輝政の慶長検地は、「二割打出しの内検地」と言われており、そのことは、表3に示したように、輝政の領地表高五二万石が、慶長年間には六二万石余(検地後の石高と推定し得る)となっていたことから知られる。

しかし、神戸市域に含まれる明石郡・美糞郡に限って言えば、天正八年(一五八〇)以降の増加率は、それぞれ七・二%、一%にとどまっており、慶長検地による「二割打出し」と言われる実態も、各郡・各村ごとにかなりのばらつきがあったものと思われる。その後池田氏は、こうした打出し検地に対する領民の不満を緩和するため、慶長十五年、検地をゆるめるよう命じたが、まもなく元和三年(一六一七)国替えとなったため、検地高のいっせいで切下げは、池田氏の鳥取移封後に持ち越され、池田氏の跡に入部した領主らの課題となった。この点について、龍野藩で検地高の切下げが行われたことは、すでに明ら

表 5 有馬郡村々の村高の推移 (単位: 石)

村 名	慶長10年国絵図	正保郷帳 (1646年頃)
塩生野村	244.000	392.000 (+60.7%)
道場川原村	11.170	22.000 (+97.0%)
日下部村	656.020	926.000 (+41.2%)
平田村	297.650	375.000 (+26.0%)
中湯村	252.830	398.000 (+57.4%)
唐櫃山村	350.000	325.800 (-6.9%)
附物村	172.320	345.000 (+100%)
柳谷村	474.530	694.000 (+46.2%)
屏風村	381.770	205.520 (-46.2%)
日西原村	200.130	315.000 (+57.4%)
中大沢村	435.040	388.560 (-10.7%)
中大沢村	326.816	453.000 (+38.6%)
上大沢村	347.070	495.000 (+42.6%)
有馬一郡	29,218.000	44,661.832 (+52.9%)

(注) 村切りに伴う村高変動と混同しないように、市町村々のうち、この時期に明らかに村切りが行われた村は省いている。

かにされているが残念ながら明石・美薮郡についてはよくわからない。ただ中村や奥畑村の正保三年(一六四六)の石高は、慶長期より減少しており(表4)、やはりある程度の減石が行われたともみられる。

次に、池田氏の検地と同じく、村高の増加による年貢増徴の目的で行われたと考えられる、福知山藩有馬豊氏による、有馬郡の慶長検地についてもみておこう。この豊氏によって、慶長十五年有馬郡村々に実施されたのが、「地なし増高」と呼ばれる特異な検地である。これは、耕地面積の増加を伴わず、単に村高を割り増し

して検地帳に登録し、年貢の増収を図ろうとしたものである。表5は、慶長検地以前と以後の村高の推移を概括的ながら示したもので、これによると、慶長検地後の有馬郡の石高が約一・五倍に増えていること、塩生野村以下の村々でも、多くの場合、村高が一・五倍前後増えていることがわかる。この村高は、当然のことながら土地生産力の実態を反映したのではなく、後述するように、一七世紀後半の幕府による延宝検地の際、是正されざるを得なかった。



第一節 幕府と諸藩

表 6 寛文4年(1664)尼崎藩の打ち出し高

郡	村名	打ち出し高
菟原郡	森	石 1.595
	路本	3.722
	小岡	105.749
	深江	47.743
	東木	1.844
	野青	48.847
	郡家のうち	20.537
	住吉	64.927
	横屋	80.359
	魚崎	14.292
	浜御	85.482
	高羽	5.099
	八幡	1.958
	石屋	9.702
	河原	34.323
	上野	36.690
	原田	35.955
	熊内	57.094
	中	10.227
	生田	5.486
徳井	146.309	
八部郡	北野のうち	6.270
	神戸	17.253
	二ツ茶屋	5.164
	長田	42.645
	東尻	33.171
	板宿	58.051
	東磨	64.569
西磨	13.101	

(注) 徳井村は分家領。  
資料: 『尼崎市史』2

尼崎藩の 寛永十二年(一六三五)、戸田氏に代わって尼崎藩主となった青山氏の代、寛永末年から寛文年間にかけて領内検地が実施された。そして、これらの検地が一段落した寛文四年(一六六四)七月、検地によって新たに打ち出された分(増分)をこれまでの本高に加え、以後その合計を新本高とする旨が布達された。そこでも、この検地により各村で実際にどの程度の打ち出しが行われたのかをみてみよう。寛文九年のものと推定されている「大膳亮様領地調」という史料によると、寛文四年までの市域諸村における打ち出し高は、表6の通りである。打ち出し高が最も大きいのは、菟原郡の徳井村・岡本村で、いずれも一〇〇石以上の打ち出しがなされている。それに対して八部郡の村々では、打ち出されていない場合も多く、最大の打ち出し高を示す東須磨村でも六四石余りとなっており、全体に菟原郡諸村での打ち出し高の方が大きかったことがわかる。

次に、検地による打ち出し後の免年貢率が、どの程度のものであったのかを見ようとしたのが表7であ

表 7 尼崎藩各村の本田高と打ち出し高の年貢率比較 (寛文期) (単位: %)

郡 村 名	田 方		畑 方		
	本高	打出し	本高	打出し	
菟原郡	熊内	72	57	43	
	滝寺	63		36	
	生田	64	57	42	
	岩屋	57		36	
	原上	65	56	39	
	河野	69	56	39	
	中	68	58	45	
	郡家	94	58		
	石屋	96	57		
	浜影	94	57		
	住吉	98	59		
	横野	91	57		
	岡寄	80	55	71	
	東本	86	52		
	深木	78	58		
	江	82	57		
八部郡	戸	98	57	52	52
	長田	79	58	69	
	須磨	59	58		
	大手	67		38	
	板宿	78	58	63	
	坂尻	77	58		
	東本	82		45	
	坂野	82	58	55	
	北	99	58		
	二茶	93	55		
荒屋	90		51		

資料: 「加藤家文書」

る。これによれば、打ち出し方の免はほぼ五五〇五九〇の範囲で、地域差はほとんど認められないのに対し、本高の方の免は、村ごとにかなり大きな差異が認められる。たとえば八部郡の村々では、最も低い東須磨村で五九〇、最も高い北野村では九九〇である。同様に菟原郡においても、最も低い岩屋村で五七〇、最も高い河原村、住吉村で九八〇と著しい差異をみせている。これについて『尼崎市史』(第二巻)は、検地の行われた年次、検地奉行の違いによる実施上の殿緩の差、あるいは田の等級評価の違いが大きかったためであろうとしている。また後に見るように、尼崎藩の近世前期の年貢率が、市域に属する近隣の幕府領・私領の村々と比べて、極めて高い点も大きな特徴である。

第一節 幕府と諸藩

表 8 東尻池村の年貢率・年貢量 (I)

年 代	本 高 A	引 高 B	毛付高 C (A - B)	年貢率 D	年貢量 C × D	打出高	年貢率	年貢量
寛文 4(1664)	石 626.579	石 0	石 626.579	% 79	石 494.997	石 33.171	% 55	石 18.244
〃 5	〃	8.784	617.795	78	481.880	〃	58	19.239
〃 6	〃	0	626.579	77	482.466	〃	〃	〃
〃 7	〃	0	626.579	78	488.732	〃	〃	〃
〃 8	〃	77.455	549.124	77	422.825	〃	〃	〃
〃 9	〃	0	626.579	78	488.732	〃	〃	〃
〃 10	〃	6.364	620.215	79	489.970	〃	〃	〃
〃 11	〃	2.750	623.829	80	499.063	〃	〃	〃
〃 12	〃	1.739	624.840	81	506.120	〃	〃	〃
延宝 1(1673)	〃	7.541	619.038	81	501.421	〃	〃	〃
〃 2	〃	9.542	617.037	81	499.800	〃	63	20.898
〃 3	〃	6.003	620.576	82	508.872	〃	64	21.229
〃 4	〃	2.630	623.949	82	511.638	〃	〃	〃
〃 5	〃	4.281	622.298	84	522.730	〃	〃	〃
〃 6	〃	8.777	617.802	84	518.954	〃	66	21.893
〃 7	〃	2.230	624.349	84	524.453	〃	〃	〃
〃 8	〃	〃	〃	80	499.479	〃	64	21.229
天和 1(1681)	〃	〃	〃	79	493.236	〃	〃	〃
〃 2	〃	22.530	604.049	79	477.199	〃	〃	〃
〃 3	〃	33.356	593.223	79	468.646	〃	66	21.893

資料:「宗国家文書」

さて、八部郡東尻池村に「宝永八卯年三月 青山大膳様之時之御免定之写シ」と題する一冊の史料が残されている。東尻池村は、元和三年以来尼崎藩の支配下にあったが、宝永八年(一七一二)、藩主が四万八千石の青山氏から四万石の松平氏に交代した時、その差八千石分二六カ村が幕府領に編入され、たまたま東尻池村もその中に含まれていた。したがって、この史料は東尻池村がこれまでの領主であった尼崎藩・青山氏の時代から「免定」(年貢率)の推移を、新たな支配者である幕府の代

表 9 東尻池村の年貢率・年貢量 (Ⅰ)

年 代	本 高 A	引 高 B	毛 付 高 C (A - B)	年貢率 D	年 貢 量 C × D
貞享 1 (1684)	石 659.750	石 116.574	石 543.176	% 67	石 363.928
〃 2	〃	23.624	636.126	72	458.011
〃 3	〃	39.079	620.671	71	440.676
〃 4	〃	25.677	634.073	〃	450.192
元禄 1 (1688)	〃	24.016	635.734	〃	451.371
〃 2	〃	34.232	625.518	〃	444.118
〃 3	〃	45.055	614.695	72	442.580
〃 4	〃	94.485	565.265	〃	406.991
〃 5	〃	24.062	635.688	73	464.052
〃 6	〃	393.182	266.568	58	154.609
〃 7	〃	25.176	634.574	65	412.473
〃 8	〃	38.218	621.532	63	391.565
〃 9	〃	194.483	465.267	〃	293.118
〃 10	〃	25.122	634.628	〃	399.816
〃 11	〃	64.555	595.195	60	357.117
〃 12	〃	25.122	634.628	63	399.816
〃 13	〃	54.999	604.751	62	374.946
〃 14	〃	93.947	565.803	60	339.482
〃 15	〃	26.150	633.600	61	386.496
〃 16	〃	26.333	633.417	63	399.053
宝永 1 (1704)	〃	〃	〃	64	405.387
〃 2	〃	〃	〃	65	411.721
〃 3	〃	〃	〃	〃	〃
〃 4	〃	366.379	*292.771	60	175.663
〃 5	〃	26.333	633.417	62	392.719
〃 6	〃	190.907	468.843	60	281.306
〃 7	〃	26.312	633.438	59	373.728

(注) \*史料記載通り  
資料:「宗国家文書」

官に提出したものであり、尼崎藩の年貢政策を詳細に伝えている。それをまとめたのが、表8表9である。

東尻池村の村高は、本高六二六石五斗七升九合、打出高三三石一斗七升一合からなり、合計六五九石七斗五升となる。天和三年（一六八三）までは、本高と打出高とが区別して記載され（表8）、その後は一括して記載されている。これら二つの表から、尼崎藩の年貢率の推移と年貢政策について、さらに具体的にみてみよう。

第一に、尼崎藩の年貢量は、「本高」から「引高」を差し引いた「毛付高」に年貢率をかけて決定されていたことがわかる。「引高」とは、「日損」（日照り）「風損」（風害）「虫入」（虫害）などの名目で災害による不作分や、「池床」「溝成」などの名目で池・溝を造成することによって失われた耕地分を差し引いたものである。年々の「引高」も年貢率も一定しておらず、尼崎藩が毎年、稲の実り具合や池・溝の造成などを調査した上で、「引高」や年貢率を算定していたことがわかる。

第二に、年貢率は打出高の方が五五～六六%、本高の方が八〇%前後となっており、本高の年貢率が際立って高い。先に全体的傾向として述べた特徴がここでも明確に示されている。幕府領などに比べて尼崎藩の年貢率が一般的に高いことについては、尼崎藩の検地が六尺三寸竿を使ったため、同じ一反でも、六尺一寸竿を用いた幕府領に比べて実際の面積は大きいこと、したがって尼崎藩の年貢が幕府領に比べて実質的に高いとはいえないことなどが指摘されてきた。しかし尼崎藩でも、貞享元年（一六八四）以降、年貢率は次第に低くなっており、六〇%前後に落ち着く傾向を見せている。年貢率が低くなり始める貞享元年は、ちょうど藩主が二代の青山幸利から三代の幸督に代わった年であることから、尼崎藩の年貢率の高さは、二代藩主幸

表 10 東尻池村の池溝・新開高 (単位: 石)

年 代	池・溝	年 代	新 開
寛文11 (1671)	1. 739	寛文10 (1670)	1. 036
延宝 2 (1674)	1. 923	〃 11 (1671)	1. 164
〃 6 (1678)	2. 230	〃 12 (1672)	1. 544
天和 2 (1682)	22. 530	延宝 2 (1674)	1. 666
貞享 1 (1684)	23. 624	貞享 1 (1684)	1. 800
元禄 6 (1693)	25. 013	元禄 1 (1688)	1. 879
〃 16 (1703)	26. 333	〃 6 (1693)	1. 954
宝永 6 (1709)	26. 312	〃 16 (1703)	1. 984

資料: 「宗国家文書」

利の代までの固有の問題として、再検討する必要があるように思われる。

さらに、新田高の推移を表示した表10を見てみよう。実に徴々たる開発が行われ続けてきたことがわかる。尼崎藩では、こうして新たに開発した土地については、最初の三年間を無年貢として、四年目から一五〜二〇%の率で年貢を課し、それを最終的には四〇%にまで引き上げている。ここには、わずかな土地でも開発しつづける農民の姿と、こうしたわずかな開発地にも可能な限りの年貢を賦課しつづける藩の年貢政策の一端がうかがわれる。

幕府領の 次に、八部郡西小部村を例に、幕府領の年貢についてみる。 年貢 ておこう。西小部村には、寛永十七年(一六四〇)から享保十七年(一七三三)までの間に、断続的ではあるが十数通の年貢免状が残されており、この間の年貢について、私領と異なるいくつかの傾向を指摘することが可能である。

第一は年貢率が、天和三年(一六八三)までは村高を基準に、貞享三年からは「毛付高」(村高から災害による荒地分・不作分などを除いた、実質的な作付高)を基準にしているという点で違いはあるものの、おおよそ四〇〜六三%にとどまっていることである(表11)。この点は、一七世紀後半に尼崎藩の少なからぬ村々において年貢率が九〇%を超えていた様相と大きく異なっている。

表 11 西小部村の年貢率

年 代	村 高	毛 付 高	年貢率	取 米	備 考
寛永17 (1640)	石 389.014	石	% 62	石 241.189	
〃 21 (1644)	〃		54	210.068	
承応 1 (1652)	〃		〃	〃	
〃 2 (1653)	〃		41	159.496	
万治 2 (1659)	〃		52	202.287	
〃 3 (1660)	〃		53	206.177	
延宝 1 (1673)	〃		51	198.397	
〃 3 (1675)	〃		〃	〃	
天和 1 (1681)	〃		51.4	199.953	
〃 3 (1683)	〃		52.4	203.843	
貞享 3 (1686)	〃	374.814	50.61	196.880	* 52.53
元禄 5 (1692)	347.812	320.999	58.70	204.166	* 63.60
正徳 1 (1711)	347.007	346.914	55.50	192.589	* 55.51

(注) 年貢率は村高に対する取米の比率。  
備考欄\*は毛付高に対する取米の比率。  
資料：「内田家文書」

しかし、前述のように尾崎藩の年貢率も一七世紀末以降しだいに低くなり、一八世紀に入ると六〇%前後に落ち着く傾向を見せていたし、また明石藩の山間部に位置する美囊郡の村々の、元禄期頃の年貢率が四〇～六〇%、丹波篠山藩の飛地領である稗田村の、享保期の年貢率が五〇%前後であることなどを考えると、元禄～享保期に私領・幕府領の年貢率の格差は縮小の方向に向かい、四〇～六〇%に平準化されていったものと考えられる。

第二は、元禄期に村高の減少が見られる点である。表11を見ると、貞享三年までの村高が三八九石余、元禄五年(一六九二)の村高が三四七石余となっており、この六年の間に四一石ほど減少している。この理由について、詳細に知ることはできないが、延宝の幕府領検地の影響を無視できないだろう。延宝検地は、後述するように、延宝七年

(二六七九)に一応完了したが、全体としては年貢取奪の強化が図られたため、農民の不満を避ける措置として、新村高による収取が元禄初年まで延期された。しかし一方、個々の事例では、川欠地・永荒地などを古検高から差し引いたことで、新検高の方が少なくなった村もあり、西小部村の元禄五年以降の村高も後者の例で、延宝検地を経た後の新村高と考えられる。

第三は、延宝元年までは、村高・取米高を記す簡単な形式であった免状が、延宝三年以降、高掛物(付加税)や小物成を含めて、その納め方までを指示する形式に変わっていくことである。たとえば、延宝三年の免状は、一九八石五斗二升七合の年貢米に「六尺給米」(幕府の雑人夫給米)五斗六升を加えたものを、現実

小物成ほか			
六尺給米(金納)			
石 0.560			
山年貢(銀納)		山林芝山役	
匁	分	厘	匁
37.	2.	7	
〃	〃	〃	
		155.	6. 7
		〃	〃
山林芝山役 (銀納)	伝馬宿掛 (米納)	六尺給米 (米納)	藏前掛 (銀納)
匁	石	石	匁
155.	0.208	0.694	52.
分			厘
6.			5
厘			
7			

には米(一二石四斗二升)、大豆(二石七斗)、金(九一兩一分七二文)に分けて納めるべきことを指示している(表12)。

こうした年貢形態は、一七世紀後半においてもなお、高掛物の種別、現物納か貨幣納かなどの点で変動していたとみられる。たとえば、幕府領の高掛三役といわれる「六尺給米」「御伝馬宿入用」(五街道の宿場費用や本陣の給米などにあてられる)「御藏前入用」(浅草米蔵の維持費)など、幕府領固有の年貢形態も、延宝三年に「六尺給米」



表 12 西小部村の貢租形態

年 代	本 途 物 成			
	大豆(一部現物)	三分一金納	米 納	取米合計
延宝 3 (1675)	石 19.840	石 66.267	石 112.420	石 198.527

年 代	大豆(現物)納	三分一銀(金)納	米 納	取米合計
天和 1 (1681)	石 19.990	石 71.772	石 113.310	石 205.072
〃 3 (1683)	20.380	75.535	115.510	211.425
貞享 3 (1686)	19.690	72.530	111.570	203.790
元禄 5 (1692)	20.420	68.056	115.690	204.166
正徳 1 (1711)	19.260	64.189	109.140	192.589

年 代	十分一 大豆銀納		十分九 米 納	取米合計
享保17 (1732)	石 11.510		石 103.619	石 115.129

(注) 延宝3年納め方 米 112石420, 大豆 2石700(大坂御藏譜), 金納 91両1分72文  
資料: 「内田家文書」

だけが徴収されており、その後、正徳期までの免状に、それらの記載が見られないからである。もちろん、年貢の勘定目録を欠いているため、厳密に時期を確定することはできないが、高掛三役と言われる年貢形態がそらって定着するのは、一八世紀に入ってからだと考えてよからう。一方、畿内幕府領で村高の三分の一を畑地と見なし貨幣納させる、いわゆる三分の一銀(金)納法の成立は早く、河内国ではその実質的成立が慶安末期頃とされている。西小部村では、免状を見る限り遅くとも、延宝三年以降、三分の一貨幣納が定着したことは確かであり、ほぼ同じ頃、現物納か貨幣納かの変動はみられるものの十分の一大豆納も定着したことがわかる。すなわち、付加税たる高掛三役を除く、小物成貢租形態(三分の一貨幣納、十分の一大豆納)が確立・定着するのは、おおむね延宝三年以降、具

体的には延宝検地を経た後のことであると考えてよからう。

### 延宝検地

延宝五年三月、幕府は二八カ条の検地条目を定め、翌四月には勘定奉行から関東と畿内近国の代官に、幕府領総検地の実施が命ぜられた。これを受けて、摂津・播磨両国においても、延宝五年の秋から同七年秋までの丸二年間をかけて、幕府領の検地が行われている。この検地は代官と農民との癒着・不正を排するため、近隣諸大名に命じて行わせ、市域でいえば、摂津・有馬郡は高槻藩永井氏により、八部郡は尼崎藩青山氏によって実施されたことがわかっている。

このうち、まず比較的早い時期に検地を完了した、尼崎藩青山氏による検地をみてみよう。検地は、検地惣奉行山口治部右衛門以下、本締め二名、検地奉行六名の計九名の尼崎藩検地役人と、各村から庄屋・年寄・地引案内の者ら三〜五人が出て行われた。

表13は尼崎藩によって実施された八部郡中村の延宝六年検地の状況である。新検地高は三〇四石二斗六升六合であり、太閤検地段階の古検高二八五石九斗四升七合に対しては六%、「古検有高」(永荒等の高を引いた分)二七〇石五斗一升二合に対しては一二%の増加となっており、いずれにしても村高の増加、年貢負担増につながったことはいうまでもない。

しかし検地内容に立ち入ってみると、いくつかの注目すべき点が見出される。第一は、増分の七割が「竿先の出目」といわれるものであり、太閤検地の際の間一六尺三寸を一間一六尺に改めたことから生じたもので、隠田・新田の高入れは相対的に少ないことである。

第二は、古検高には含まれていたが、この段階では川欠・永荒・池床などとしてすでに可耕地ではなくな

第一節 幕府と諸藩

表 13 八部郡中村の延宝検地

青山大膳亮内  
 検地 惣奉行 山口治部右衛門  
 検地 本メ 久代佐右衛門  
 “ 松下吉右衛門  
 検地 奉行 岡田三之助  
 以下5名略  
 中 村庄屋 吉左衛門  
 “ 案内者 権右衛門  
 藤兵衛  
 延宝6年(1678) 2月1日

区 分	古検(有畝)	新 検	分 米	斗 代
上 田	反 畝 歩 118. 5	反 畝 歩 73. 6. 16	石 103. 115	石斗 1. 4
中 田	32. 0. 29	90. 3. 25	108. 460	1. 2
下 田	20. 1. 4	34. 1. 15	34. 150	1. 0
下 々 田	4. 9. 15	28. 7. 1	17. 222	0. 6
上 畑	13. 8. 15	11. 0. 11	13. 244	1. 2
中 畑	8. 4. 16	4. 3. 28	4. 393	1. 0
下 畑	11. 1. 14	2. 1. 2	1. 685	0. 8
下 々 畑	2. 8. 12	4. 7. 16	1. 901	0. 4
屋 敷	8. 5. 23	16. 7. 14	20. 096	1. 2
合 計	220. 5. 8	265. 9. 8	304. 266	

(永荒17反4畝21歩)

新検内訳 (1)

古検有畝高	反 畝 歩 220. 5. 8
竿先の出目	31. 9. 19
古検なき分	3. 3. 21
新 開	10. 0. 20
合 計	265. 9. 8

新検内訳 (2)

古 検 有 高	石 * 270. 512
竿先の出目	24. 102
出高 古検なき分	3. 417
新 開	6. 235
合 計	304. 266

(注) \*古検有高=古検高-引高  
 270石512=285石947-15石435

資料: 「山田家文書」

づいてこそ年貢収入の安定・増加も可能であるとの立場から実施されたことがうかがわれる。高槻藩によるこうした延宝検地の特徴は、高槻藩永井氏による有馬郡検地に、一層如実に示されている。上田のみが大きく減り、逆に中田・下田・下々田が大幅に増加している点である。このことは、従来上田とされてきた田の多くが、今回中田以下に格下げされたことを意味しており、延宝検地が現実の耕地の適正な把握と、それに基

表 14 有馬郡(八多)中村の延宝検地

永井市正内  
 検地惣奉行 安達久右衛門  
 検地元メ 安井佐右衛門  
 // 新城喜太夫  
 検地奉行 早川平左衛門(以下3名略)  
 有馬郡中村庄屋 次兵衛  
 // 年寄 太右衛門(以下2名略)  
 // 地引案内者 五右衛門(以下2名略)  
 延宝7年(1679)8月7日

区 分	古検(有畝)	新 検	分 米	斗 代
上 田	反畝歩 27.7.28	反畝歩 29.9.4	石 47.861	石斗 1.6
中 田	95.0.11	119.2.16	178.880	1.5
下 田	56.0.4	79.2.25	103.068	1.3
下 田	12.5.21	20.2.19	22.290	1.1
上 畑	1.7.7	2.5.27	3.367	1.3
中 畑	2.7.16	4.9.19	5.956	1.2
下 畑	6.3.0	9.8.24	8.892	0.9
下 畑	3.1.20	4.5.21	2.742	0.6
下 畑	*1 0.2.8	0.2.16	0.405	1.6
下 敷	4.5.15	10.1.27	13.247	0.3
合 計	210.1.10	281.1.18	386.708	

(川欠, 永荒, 池床等 28反7畝15歩)

新検内訳 (1)

	反畝歩
古検有畝高	210.1.10
竿先の出目	66.2.6
古検なき分	3.7.6
新 開	1.0.26
合 計	281.1.18

新検内訳 (2)

	*2	石
古検有高	215.550	
出 竿先の出目	91.251	
高 位違の出目	73.969	
古検なき分	4.836	
新 開	1.102	
合 計	386.708	

(注) \*1 古検時は上田

\*2 古検有高=古高-(增高+川欠永荒など)

215石550=398石000-(149石250+33石200)

增高は「地なし」の分で慶長15年有馬豊氏の增高をさす。

資料:「中自治会文書」

検地は、尼崎藩に比べて藩の検地奉行が四名と少ないほかは、検地役人の構成、検地帳の記載方式ともに、ほぼ共通している。表14は、有馬郡(八多)中村の延宝七年検地の状況である。ここでは、古高三九八石に対し、新検地高が三八六石七斗八合と一石余減少しているのが注目される。これは、古高から川欠・永荒など三三石二斗を引き、さらに「増高分」として一四九石二斗五升を引いた結果、古検有高が二一五石五斗五升と、ほぼ半減したことによる。「増高分」とは前述の、藩主有馬豊氏による慶長検地の際、年貢増徴のため

めに面積の増加を伴わない、高の上乗せが行われたことを意味している。こうした増高は有馬郡下の村々に共通しており、唐櫃村では一七二石余、草下部村では二七〇石余にのぼる増高が見られ、延宝検地は、これらを「地なし」として高からはずしたのであり、その結果、有馬郡では検地による高の減少が広く見られるのである。

しかし新検高は、いずれも古高から増高や川欠・永荒分を引いた「古検有高」の一・二〜一・八倍の増加になっており、そのうえ太閤検地の時には行われなかった山林の検地も行い、銀納小物成収取の体制も整備された。たとえば八部郡藍那村の延宝六年「御小物成検地帳」によれば、この年一三カ所の山林、総計六五町四反二〇歩が検地され、これに一反につき銀一匁の率で山年貢がかけられることになった。藍那村では、さらに検地不能の芝山にも四三五分の年貢銀がかけられ、新規に七〇〇匁近い銀納山年貢の納付が義務づけられたのである。

こうして延宝検地は、寛文と延宝期の大水・天候不順による不作つづきの中で疲弊していた小農民の現状に直面し、耕地の広狭や石盛を適正かつ現実的に再把握したうえで、安定的に確実に、小物成を含む年貢収入の増加を図ったものであったといえよう。